

令和5年度 試験問題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第35問まで)と記述式問題(第36問及び第37問)から成り、配点は、多肢択一式が105点満点、記述式が70点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入に当たっては、黒インクの**万年筆**又は**ボールペン**(ただし、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 民事訴訟における管轄に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出せずに、訴訟要件が欠けることを理由として訴えの却下を求めた場合には、応訴管轄が生ずる。

イ 裁判所の管轄は、口頭弁論終結の時を標準として定める。

ウ 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

エ 不動産の売買契約に基づく売買代金の支払を求める訴えは、不動産に関する訴えとして、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

オ 簡易裁判所に提起された貸金100万円の返還を求める本訴に対し、被告が適法な反訴により地方裁判所の管轄に属する請求をした場合において、本訴原告(反訴被告)の申立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第2問 共同訴訟に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 通常共同訴訟において、共同被告の一人が原告の主張する請求原因事実を認める旨の陳述をしたとしても、他の共同被告に対する請求との関係では、当該事実につき自白の効果は生じない。

イ 通常共同訴訟においては、共同被告の一人が提出した証拠につき、他の共同被告がこれを援用しない限り、その者に対する請求との関係では、事実認定の資料とすることはできない。

ウ 類似必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一人が控訴すれば、それによって原判決の確定が妨げられ、当該訴訟は全体として控訴審に移審し、控訴審の判決の効力は控訴をしなかった共同訴訟人にも及ぶ。

エ 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告から同時審判の申出があったときは、裁判所は、弁論及び裁判を分離することができない。

オ 必要的共同訴訟に係る事件が適法に係属し、共同被告の一人がその本案について準備書面を提出した場合において、その共同被告の一人が訴えの取下げに同意をしたときは、共同被告の全員が同意をしなくても、同意をした者に対する関係で訴えの取下げの効力が生ずる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第3問 次の対話は、訴訟費用に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： 裁判所は、当事者の申立てがない場合であっても、事件を完結する裁判において、訴訟費用の負担の裁判をしなければなりませんか。

学生：ア 裁判所は、当事者の申立てがない場合には、訴訟費用の負担の裁判をする必要はありません。

教授： 民事訴訟法上、訴訟費用の負担の原則については、どのように定められていますか。

学生：イ 訴訟費用は敗訴の当事者の負担とすると定められています。

教授： それでは、原告の請求のうち一部は認容されたが、一部は棄却された場合に、訴訟費用の全部を被告に負担させることはできますか。

学生：ウ その訴訟における具体的な事情にかかわらず、一部しか敗訴していない被告に、訴訟費用の全部を負担させることはできません。

教授： 次に、当事者が裁判所において和解をした場合において、訴訟費用の負担について特別の定めをしなかったときは、訴訟費用の負担はどうなりますか。

学生：エ この場合の訴訟費用は、当事者の各自が負担することになります。

教授： 最後に、当事者は、裁判所がした訴訟費用の負担の裁判に対して、独立して不服を申し立てることはできますか。

学生：オ 訴訟費用の負担の裁判に不服がある者は、その裁判について即時抗告をすることができます。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第4問 民事訴訟における証人尋問及び当事者尋問に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当事者尋問の申出は、証明すべき事実を特定しなくても、することができる。

イ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者は、裁判長の許可を受けなくとも、書類に基づいて陳述することができる。

ウ 簡易裁判所の訴訟手続において、裁判所は、相当と認めるときは、当事者本人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

エ 16歳未満の者を証人として尋問する場合であっても、法定代理人の同意があれば、宣誓をさせることができる。

オ 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第5問 督促手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 支払督促の申立ては、請求の目的の価額が140万円を超えるときであっても、簡易裁判所の裁判所書記官に対してすることができる。

イ 支払督促は、日本において公示送達によらないで債務者に送達することができる場合でなければ、発することはできない。

ウ 支払督促の申立てが管轄権を有しない簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた場合には、その裁判所書記官は、管轄違いを理由に移送することができる。

エ 支払督促は、債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から30日以内にその申立てをしないときは、その効力を失う。

オ 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額にかかわらず、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされる。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 仮差押命令は、金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

イ 裁判所は、保全すべき権利が金銭の支払を受けることをもってその行使の目的を達することができるものであるときは、仮処分命令において仮処分解放金の額を定めなければならない。

ウ 保全命令に関する手続については、債権者であっても、保全命令の申立てに関し口頭弁論若しくは債務者を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は債務者に対する保全命令の送達があるまでの間は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧を請求することができない。

エ 保全命令の申立てについて、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

オ 保全命令は、債権者にも送達しなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第7問 不動産の強制競売に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 執行裁判所は、不動産の強制競売の開始決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。

イ 強制競売の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあったときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をすることができない。

ウ 差押えの登記がされる前に不動産の強制競売の開始決定が債務者に送達された場合であっても、差押えの効力は、登記がされた時に生ずる。

エ 不動産の強制競売の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

オ 不動産の強制競売の開始決定に係る差押えの登記の嘱託は、裁判所書記官が職権により行う。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第8問 司法書士又は司法書士法人に対する懲戒に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 何人も、司法書士又は司法書士法人に司法書士法又は同法に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

イ 法務大臣は、司法書士法人に対する懲戒処分として、当該司法書士法人の取り扱う業務のうちの一部に限って業務を停止する処分をすることはできない。

ウ 司法書士法人の社員である司法書士が当該司法書士法人の業務について司法書士法又は同法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、当該行為について、当該司法書士法人が懲戒処分を受けることはあるが、当該行為を行った当該司法書士法人の社員である司法書士が重ねて懲戒処分を受けることはない。

エ 法務大臣は、司法書士に対し、戒告の処分をしようとする場合には、当該司法書士の聴聞を行わなければならない。

オ 司法書士又は司法書士法人がその所属する司法書士会又は日本司法書士会連合会の会則に違反する行為を行った場合には、これらの会則の遵守義務を定めた司法書士法違反を理由に懲戒処分を受けることがある。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第9問 供託金の払渡請求手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 同一人が数個の供託について同時に供託金の還付を受けようとする場合において、還付請求の事由が同一であるときは、一括してその請求をすることができる。

イ 供託物払渡請求書に記載した払渡しを請求する供託金の額については、訂正、加入又は削除をしてはならない。

ウ 委任による代理人によって供託金の払渡しを請求する場合には、代理人の権限を証する書面はこれを提示すれば足り、供託物払渡請求書にこれを添付することを要しない。

エ 執行供託における供託金の払渡しをすべき場合において、裁判所から供託所に送付された支払委託書の記載から供託金の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときは、供託金の払渡しを受けるべき者は、供託物払渡請求書に裁判所から交付された証明書を添付しなければならない。

オ 電子情報処理組織を使用して供託金の払渡しの請求をするときは、預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方法によらなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第10問 供託の通知に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 供託者が被供託者に供託の通知をしなければならない場合において、これを欠くときは、供託は無効となる。

イ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において、第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは、第三債務者は、執行債務者に供託の通知をしなければならない。

ウ 供託官から供託通知書の送付を受けた被供託者が供託物の還付請求をするときは、供託物払渡請求書に当該供託通知書を添付しなければならない。

エ 供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求するときは、供託者は、被供託者の数に応じて、供託書に供託通知書を添付しなければならない。

オ 供託者が被供託者に供託の通知をしなければならない場合において、供託者からの請求を受けて供託官が行う供託通知書の発送は、行政訴訟の対象となる処分ではない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第11問 弁済供託の受諾に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 供託物還付請求権の仮差押債権者は、供託所に対し、供託を受諾する旨の意思表示をすることができない。

イ 被供託者が供託物還付請求権を譲渡し、供託所に対し書面によりその旨の通知をした場合であっても、当該書面に供託を受諾する旨が積極的に明示されていない限り、供託者は、供託物の取戻請求をすることができる。

ウ 被供託者が供託所に対し書面により供託を受諾する旨の意思表示をする場合には、当該書面に記名押印すれば足り、当該書面に押された印鑑に係る印鑑証明書を添付することを要しない。

エ 被供託者は、供託所に対し供託を受諾する旨の意思表示をした後は、当該意思表示を撤回することができない。

オ 債権者を確知することができないことを理由として、被供託者をA又はBとする弁済供託がされた場合において、Aが供託所に対し、自己の債権額に相当する部分につき、当該供託を受諾する旨の意思表示をするときは、Aは、自らが債権者であることを証明しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第12問 次のアからオまでの登記のうち、登記をすることができるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 更地である甲土地に新築された表題登記のある乙建物を目的とし、乙建物の新築工事に要した費用を被担保債権として申請する不動産工事先取特権の保存の登記

イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、公正証書によりBを借地権者とする事業用借地権を設定する契約が締結されたが、当該事業用借地権の設定の登記がされないまま、AからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、Cが当該契約を承諾したときの、Bを登記権利者、Cを登記義務者とし、AとBとの間で当該借地権を設定した日を登記原因の日付として申請する借地権の設定の登記

ウ 甲土地の一部を目的として地上権を設定する契約が締結されたが、甲土地の隣地との筆界を確認することができないために分筆の登記が未了であるときの、分筆未了を理由とした当該甲土地の一部について申請する地上権の設定の仮登記

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aがその配偶者であるBとの間にもうけた胎児Cに対して甲土地を贈与する旨の記載がある贈与証書を登記原因を証する情報として提供して、Cの出生前に申請する、AからCへの所有権の移転の登記

オ 工場財団に属した旨の登記がされている甲土地について、その所有権の登記名義人が、当該工場財団の抵当権者の同意を得て甲土地について賃貸借契約を締結した場合の、甲土地について申請する賃借権の設定の登記

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第13問 電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請(以下「電子申請」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 自然人が申請人である所有権の移転の登記の電子申請を、委任による代理人によってする場合であっても、申請人は、申請情報に電子署名を行わなければならない。

イ 法人の代表者が申請情報に電子署名を行った場合において、電子認証登記所の登記官が作成した当該法人の代表者に係る電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、当該法人の会社法人等番号の提供に代えることができる。

ウ 委任による代理人によって権利に関する登記の電子申請をする場合において、当該電子申請の添付情報が、当該代理人以外の第三者が作成した書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものに、当該代理人が電子署名を行ったものを添付情報として提供して申請することができる。

エ 登記の電子申請をした場合においても、登録免許税を納付するときは、当該電子申請をした登記所に、登録免許税に係る領収証書を貼付した登録免許税納付用紙を提出する方法によって納付することができる。

オ 自然人である申請人が委任による代理人によらずに登記の電子申請をした場合において、申請情報に誤りがあり補正するときは、申請人は、補正情報を作成した上でこれに電子署名し、当該申請人の電子証明書とともに送信しなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第14問 次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる登記を申請する場合に、第2欄に掲げる登記原因及びその日付が誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	Aが死亡して、その相続人がB、C及びDである場合において、Dの相続放棄に係る相続放棄申述受理証明書を提供して相続を原因とするAからB及びCへの所有権の移転の登記がされた後、令和5年4月4日にDの相続放棄の申述受理の審判が取り消されたときにおけるB、C及びDを共有者とする所有権の更正の登記	令和5年4月4日相続放棄取消
イ	農地である甲土地について、買戻権者をAとし、期間を「令和3年4月5日から2年間」とする買戻しの特約の登記がされている場合において、令和5年4月4日にAがBに対してBが支払った売買代金及び契約の費用を返還して買戻しの意思表示をしたが、同年5月10日に当該買戻しに係る農地法所定の許可が到達したときの買戻しによる所有権の移転の登記	令和5年4月4日買戻
ウ	配偶者居住権者をAとし、存続期間を「配偶者居住権者の死亡時まで」とする配偶者居住権の設定の登記がされた場合において、令和5年4月4日にAが死亡したことによる配偶者居住権の抹消の登記	令和5年4月4日死亡による消滅
エ	相続を原因として胎児を登記名義人とする所有権の移転の登記がされた場合において、令和5年4月4日に当該胎児が生きて生まれたことによる当該胎児の登記名義人の氏名の変更の登記	令和5年4月4日氏名変更
オ	利息の定めが登記された抵当権について、令和5年4月4日に当該利息の定めを廃止したことによる抵当権の変更の登記	令和5年4月4日変更

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第15問 一の申請情報による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、複数の不動産について申請がされる場合には、当該不動産は、同一の登記所の管轄区域内にあるものとする。

ア 信託財産に属する不動産に関する権利が受託者の固有財産となった場合には、信託の登記の抹消と当該信託財産に属する不動産に関する権利の変更の登記とは、一の申請情報によって申請しなければならない。

イ Aが所有権の登記名義人である甲土地及び乙土地について、売主をAとし、買主をBとする売買により同一の日に所有権がAからBに移転した場合には、甲土地について登記識別情報を提供して申請する所有権の移転の登記と、乙土地について登記識別情報を提供することができないために事前通知による手続を利用して申請する所有権の移転の登記とは、一の申請情報によって申請することができる。

ウ 同一の債権を担保するために複数の土地に設定された元本の確定前の根抵当権の一部譲渡を登記原因とする根抵当権の一部移転の登記は、各土地についての登記原因の日付が異なる場合であっても、一の申請情報によって申請することができる。

エ 根抵当権者が単独で申請する根抵当権の元本の確定の登記と代位弁済を登記原因とする根抵当権の移転の登記は、一の申請情報によって申請しなければならない。

オ Aが所有権の登記名義人である甲土地とA及びBが所有権の登記名義人である乙土地について、A及びBが同一の日に、同一の住所に住所を移転した場合には、A及びBは、甲土地及び乙土地に係る所有権の登記名義人の住所の変更の登記を、一の申請情報によって申請することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第16問 判決による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AからBへの所有権の移転の登記の抹消登記手続を命ずる旨の判決が確定した後、当該所有権の移転の登記を抹消する前にAが死亡し、Cが単独でAを相続した場合には、Cは、承継執行文の付与を受けることなく、CがAの相続人であることを証する情報を提供して、単独で当該判決による当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

イ 所有権の登記名義人はAであるが、実際の所有者はBである甲土地について、Bが死亡した後、Bの唯一の相続人であるCが、AからBへの真正な登記名義の回復を登記原因とする所有権の移転の登記手続を命ずる旨の確定判決を得た場合には、Cは、単独で当該判決による当該所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ Aが所有権の登記名義人である甲土地に、Bを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの債権者であるCが、詐害行為を理由として当該抵当権の設定契約を取り消し、Bに対して当該抵当権の設定の登記の抹消登記手続を命ずる旨の判決が確定したときは、Cは、自らを登記権利者として単独で当該判決による当該抵当権の設定の登記の抹消を申請することができる。

エ Aが所有権の登記名義人である農地である甲土地について、農地法所定の許可があったことを条件としてAからBへの所有権の移転の登記手続を命ずる旨の判決が確定した場合において、Bが単独で当該判決による当該所有権の移転の登記を申請するときは、当該判決に執行文の付与を受けることを要する。

オ AからBへの所有権の移転の登記の抹消登記手続を命ずる旨の判決が確定した後、当該所有権の移転の登記を抹消する前にBが死亡し、BからBの相続人であるCへの相続を原因とする所有権の移転の登記がされている場合には、Aは、Cに対する承継執行文の付与を受けることなく、単独で当該判決による当該相続を原因とする所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第17問 所有権の保存の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 権利能力なき社団の旧代表者であるAが表題部所有者として記録されている不動産について、当該権利能力なき社団から当該不動産を買い受けたBは、Aの唯一の相続人であるCを被告として、Bが当該不動産の所有権を有することを確認する旨の確定判決を得て、これに基づき、Bを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

イ Aが表題部所有者として記録されている甲建物について、Aが死亡し、Aの相続人がB及びCである場合には、Bは、単独で、自己の相続分についてのみ相続による所有権の保存の登記を申請することができる。

ウ 表題部所有者をA及びBとする甲建物をCが買い受けた場合において、CがAを被告として、Cが甲建物の所有権を有することを確認する旨の確定判決を得たときは、Cは、自己を所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

エ 敷地権付き区分建物の専有部分の表題部所有者Aが、当該区分建物をBに売却し、その売却代金について抵当権の設定契約を締結した場合において、Bが不動産登記法第74条第2項の規定による所有権の保存の登記をしないときは、Aは抵当権設定登記請求権を代位原因として、Bを所有権の登記名義人とする当該所有権の保存の登記を代位により申請することができる。

オ Aを表題部所有者とする甲建物について、Aが生前に相続人以外のBに対して甲建物を売却していた場合には、Aの相続人Cは、Aを所有権の登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

(参考)

不動産登記法

第74条 所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

一～三 (略)

2 区分建物にあっては、表題部所有者から所有権を取得した者も、前項の登記を申請することができる。この場合において、当該建物が敷地権付き区分建物であるときは、当該敷地権の登記名義人の承諾を得なければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第18問 共有の不動産に係る登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが所有権の登記名義人である甲土地をAが単独で取得し、Aが所有権の登記名義人である乙土地をBが単独で取得する共有物分割の協議により甲土地の登記を申請する場合の登記原因は、共有物分割による交換である。

イ 所有権の登記がない建物の表題部所有者であるA及びBが、当該建物について所有権の保存の登記を申請する場合には、当該登記の申請情報と同一の申請情報により共有物の分割をしない旨の定めを登記を申請することができない。

ウ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地について、Aが自己の持分をCに売却した後にBが自己の持分を放棄した場合には、AからCへの持分の移転の登記をする前であっても、持分放棄を登記原因とするBからCへの持分の移転の登記を申請することができる。

エ 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aの法定相続人であるB及びCがそれぞれ自己の相続分をAの相続人でないDに贈与した場合には、相続分の贈与を登記原因として直接AからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。

オ A及びBが所有権の登記名義人である甲土地のAの持分に対してCを債権者とする差押えの登記がされている場合において、A及びBが、Dに対して、同一の売買契約に基づいて、同一の日に甲土地のそれぞれの持分を売却したときであっても、A及びBからDへの共有者全員の持分の全部の移転の登記は、一の申請情報により申請することはできない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第19問 時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を占有していたが、甲土地の取得時効の完成前に死亡し、Aの相続人であるCが甲土地の占有を継続して甲土地を時効により取得した場合において、Cが当該時効の起算日より後に出生したときであっても、Cは、時効取得を登記原因として、当該時効の起算日の日付を登記原因の日付とする所有権の移転の登記を申請することができる。

イ Aは、B及びCが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、Bが共有者全員持分全部移転の登記に協力しない場合には、Aは、Cと共同して時効取得を登記原因としてCの持分の移転の登記を申請することはできない。

ウ Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、その時効の起算日より前にBが死亡していた場合には、Aは、甲土地について相続を登記原因とする所有権の移転の登記をすることなく、Bの相続人全員と共同してBからAへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

エ Aは、時効の起算日より後にBが死亡し、Bの相続人であるCに相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされている甲土地を時効により取得した場合には、Cへの所有権の移転の登記を抹消した上で、Aは、Bの相続人全員と共同して所有権の移転の登記を申請しなければならない。

オ Aは、Bが所有権の登記名義人である甲土地を時効により取得したが、その後、BがCに対し、甲土地を贈与しており、贈与を登記原因とするBからCへの所有権の移転の登記がされている場合には、Aは、Cと共同して時効取得を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第20問 買戻しの特約の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、複数の不動産について申請がされる場合には、当該不動産は、同一の登記所の管轄区域内にあるものとする。

ア 甲建物の所有権を目的として買戻しの特約が付された売買契約が締結され、買主が実際に支払った代金に代えて別途合意により定めた金額により買い戻せるものとした場合において、当該買戻しの特約の登記を申請するときは、その合意により定めた金額を申請情報の内容とすることはできない。

イ 甲土地及び乙土地の売買代金及び契約費用を一括して定めた買戻しの特約が付された売買契約が締結された場合において、甲土地及び乙土地について買戻しの特約の登記を申請するときは、甲土地及び乙土地で一括して定めた売買代金及び契約費用を申請情報の内容とすることができる。

ウ 甲土地を目的とする乙区1番で登記された地上権の移転の登記と同時に買戻しの特約の登記がされている場合において、売買を登記原因として当該特約に係る買戻権の移転の登記を申請するときの登記の目的は、「1番地上権付記1号の付記1号買戻権移転」である。

エ 買戻しの期間を15年と合意する旨を記載した登記原因を証する情報を添付し、買戻しの期間を15年として申請情報を提供してした買戻しの特約の登記の申請をしても、買戻し期間を10年と引き直して買戻しの特約の登記がされる。

オ 買戻しの特約が付された売買契約が締結され、所有権の移転の時期を後日売買代金の全額を支払ったときとする旨の合意がされた場合には、買戻しの特約の登記の申請に係る登記原因の日付を当該売買契約の締結の日とし、所有権の移転の登記の申請に係る登記原因の日付を当該売買代金全額の支払をした日として、買戻しの特約の登記と所有権の移転の登記とを同時に申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第21問 敷地権付き区分建物又は所有権が敷地権である旨の登記がされている土地についての登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、建物の区分所有等に関する法律第22条第1項ただし書の規約はないものとする。

ア 敷地権付き区分建物についての処分禁止の仮処分の登記は、当該敷地権が生じた後に当該仮処分がされた場合であっても、敷地権の目的である土地のみを目的とすることができる。

イ 敷地権付き区分建物について所有権の移転の登記を申請する場合において、当該区分建物の不動産番号を申請情報の内容としたときは、敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目、地積、敷地権の種類及び割合を申請情報の内容とすることを要しない。

ウ 敷地権である旨の登記がされた土地のみを目的として、当該敷地権が生じた日より後の日付を登記原因の日付とする区分地上権の設定の登記を申請することはできない。

エ 抵当権の設定の登記がされた土地を敷地権の目的として区分建物が新築され、敷地権である旨の登記がされた後、当該抵当権の被担保債権と同一の債権を担保するために当該区分建物のみを目的として抵当権の追加設定の登記を申請することができる。

オ 敷地権付き区分建物の建物のみを目的として、当該敷地権が生じた日より後の日付を登記原因の日付とする賃借権の設定の登記を申請することはできない。

(参考)

建物の区分所有等に関する法律

第22条 敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第22問 地上権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A、B及びCが所有権の登記名義人である土地について、A及びBが、Cに対して、A及びBの持分に地上権を設定することを承諾した場合には、Cを地上権者として、A及びBの持分につき地上権を設定する登記を申請することができる。

イ 地上権の設定の保全仮登記に基づく本登記を申請する場合には、当該保全仮登記に係る仮処分の債権者は、当該申請と同時に、単独で当該保全仮登記に係る仮処分の登記に後れる質権の設定の登記の抹消を申請することはできない。

ウ 区分地上権の設定の登記がされている土地の当該区分地上権を、竹木の所有を目的とする地上権に変更する旨の地上権の変更の登記を申請することができる。

エ 乙区1番で登記された地上権の持分を売買により取得したAが、その持分の一部を更にBに売却した場合に申請する登記の目的は、「1番地上権A持分一部移転」である。

オ 強制競売により法定地上権が設定されたものとみなされた場合には、地上権の設定の登記は、裁判所書記官の嘱託によってされる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第23問 抵当権の設定の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AのBに対する金銭消費貸借契約に基づく債権と、CのBに対する保証委託契約に基づく債権を担保するために、A及びCを抵当権者、Bを債務者とする1個の抵当権の設定契約を締結した旨が記載された登記原因を証する情報を添付して、A及びCを抵当権者とする抵当権の設定の登記を一の申請情報によって申請することができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aが債権者Bとの間で抵当権の設定契約を締結し、利息について「利息 年3% ただし、将来の金融情勢に応じ債権者において利率を適宜変更することができる」旨を申請情報の内容とする抵当権の設定の登記を申請することはできない。

ウ 株主総会の決議により解散した旨の登記がされているA株式会社を所有権の登記名義人とする甲土地について、A株式会社が清算中に、A株式会社がBとの間でBを抵当権者とする抵当権の設定契約を締結した場合には、その旨が記載された登記原因を証する情報を提供したとしても、当該抵当権の設定の登記を申請することはできない。

エ A及びBが、Bを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aを抵当権者とする抵当権の設定契約を締結した場合において、当該抵当権の設定の登記を申請する前に、甲土地に対しCを債権者とする強制競売による差押えの登記がされていたときであっても、当該抵当権の設定の登記を申請することができる。

オ Aを債権者とするX債権、Y債権及びZ債権の3個の債権を各別に担保するために、甲土地の所有権を目的として順位1番にX債権、順位2番にY債権、順位3番にZ債権を被担保債権とする3個の抵当権の設定の登記がされている場合には、Aは、乙土地に当該3個の債権を被担保債権とする1個の抵当権の追加設定の登記を申請することができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第24問 根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする根抵当権を設定した場合において、登記原因を証する情報に被担保債権の範囲として「信託取引」と記載されているときは、「信託取引」を当該根抵当権の債権の範囲として当該根抵当権の設定の登記を申請することができる。

イ 元本の確定前の根抵当権の登記名義人であるAが死亡し、その相続人がB及びCである場合において、BとCとの間で当該根抵当権が担保している既発生 of 債権をBが相続しない旨の遺産分割協議がされたときは、民法第398条の8第1項の合意により定めた相続人としてBを根抵当権者とする同項の合意の登記を申請することはできない。

ウ A及びBを登記名義人とする元本の確定前の根抵当権について、AがBに先立って弁済を受けるべきことを定めた場合には、Aを登記権利者、Bを登記義務者として、当該根抵当権の優先の定め of 登記を申請することができる。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする元本が確定した根抵当権の設定の登記がされている場合において、Aから甲土地の所有権を取得し、その所有権の登記名義人となったCが、当該根抵当権の消滅請求をしたときは、Cは、当該根抵当権の抹消 of 登記の登記原因を証する情報として、当該根抵当権の極度額に相当する金額を供託したことを証する供託書正本を添付して、単独で当該根抵当権の抹消 of 登記を申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする令和5年6月30日設定を登記原因及びその日付とする根抵当権の設定 of 登記を申請する場合において、登記原因を証する情報に元本の確定期日として「令和5年6月30日から3年間」と記載されているときであっても、当該元本の確定期日について「令和5年6月30日から3年間」を申請情報の内容として登記を申請することはできない。

(参考)

民法

第398条の8 元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

2～4 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第25問 不動産登記に関する法令における期間の定めに関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、申請はいずれも登記所に書面を提出する方法により行うものとする。

- ア 新築した建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1か月以内に、所有権の保存の登記を申請しなければならない。
- イ 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、法定相続情報一覧図の保管の申出の日から10年である。
- ウ 取締役会設置会社であるA株式会社とその代表取締役であるBとの間で締結した売買契約に基づく所有権の移転の登記を申請する場合において、利益相反取引に当たる当該売買契約を承認する旨のA株式会社の取締役会の議事録及び当該議事録に押印された印鑑に関する証明書を添付するときは、当該印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものでなければならない。
- エ 相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、登記原因を証する情報として戸籍謄本を添付するときは、当該戸籍謄本は、作成後3か月以内のものであることを要しない。
- オ 国外に住所を有する日本人を登記義務者として所有権の移転の登記を申請する場合において、当該申請書に添付すべき登記義務者の印鑑に関する証明書に代えて、在外公館において作成される登記義務者の署名が本人によるものである旨の証明書を添付するときは、当該証明書は、作成後3か月以内のものであることを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第26問 書面を提出する方法によって不動産登記の申請をする場合における添付書面(磁気ディスクを除く。)の原本の還付の請求に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、申請人はいずれも自然人とする。

ア 相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、申請人の住所の記載のある相続関係説明図を添付したときは、申請人の住所を証する書面について原本と相違ない旨の記載のある謄本の提供を要することなく、当該申請人の住所を証する書面の原本の還付を請求することができる。

イ 売買を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、登記義務者が登記識別情報を提供することができないため資格者代理人が作成した本人確認情報を添付したときは、当該本人確認情報に添付する資格者代理人であることを証する書面について原本の還付を請求することができる。

ウ 時効取得を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、当該申請のために登記権利者及び登記義務者が作成した登記の原因となる事実又は法律行為を登記所に報告する形式の登記原因を証する情報を添付したときは、当該登記原因を証する情報について原本の還付を請求することはできない。

エ 売買予約を原因とする所有権の移転請求権の仮登記を申請する場合において、登記権利者が、登記義務者の承諾書を添付して単独で当該仮登記の申請をしたときは、当該承諾書に添付された登記義務者の印鑑に関する証明書について原本の還付を請求することはできない。

オ 申請人が登記の申請をするとともに添付書面について原本の還付を請求した場合において、当該請求に係る添付書面の原本の還付を請求することができるときは、登記官は、当該申請の受付後、直ちに原本の還付をしなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第27問 登録免許税に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 登録免許税法第4条第1項により別表第2に掲げる非課税法人であるA地方住宅供給公社が当事者となって抵当権の順位の変更の登記を受ける場合において、A地方住宅供給公社の抵当権の順位が他の抵当権に優先するときは、当該抵当権の順位の変更の登記については、登録免許税が課されない。

イ Aが所有権の登記名義人である甲土地を要役地とし、甲土地と同一の登記所の管轄区域内にあるBが所有権の登記名義人である乙土地及び丙土地を承役地とする地役権の設定の登記を一の申請情報により申請した場合の登録免許税の額は、1500円である。

ウ 根抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、不動産の個数1個につき1000円である。

エ 根抵当権者をA及びBとする極度額1500万円の元本の確定前の根抵当権について、A及びBが当該根抵当権をCに一部譲渡した場合の根抵当権の一部移転の登記の登録免許税の額は、1万円である。

オ Aが所有権の登記名義人である不動産の価額が1000万円の甲土地について、売買を登記原因として、AからBに2分の1の持分を移転した旨の所有権の一部移転の登記がされている場合において、当該登記を所有権の全部の移転の登記とする所有権の更正の登記の登録免許税の額は、10万円である。

(参考)

登録免許税法

第4条 国及び別表第2に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第28問 次の対話は、商業登記法に基づく印鑑の提出等及び電子証明書の発行の請求に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

司法書士： 登記所に提出した印鑑を紛失した場合には、印鑑の廃止をすることができます。印鑑の廃止をする場合には、印鑑の廃止の届出をする必要がありますが、どのような手続を行いますか。

補助者：ア 印鑑の廃止の届出は、廃止する印鑑を押印した書面で行うことができますが、当該印鑑に係る印鑑カードを返納すれば、当該書面に廃止する印鑑を押印しなくても、印鑑の廃止の届出をすることができます。

司法書士： それでは、少し場面を変えてみましょう。登記所に提出した印鑑ではなく、当該印鑑に係る印鑑カードを紛失してしまい、新たな印鑑カードの交付を受けたい場合には、どのような手続を行いますか。

補助者：イ まず、紛失した印鑑カードの廃止の届出をしなければならず、当該届出後に新たな印鑑カードの交付の請求をすることができ、これにより新たな印鑑カードの交付を受けることができます。

司法書士： 登記所への印鑑の提出は、電子情報処理組織を使用してすることはできますか。

補助者：ウ 印鑑の提出は、電子情報処理組織を使用してすることはできません。

司法書士： 次は、商業登記法に基づく電子証明書についてお聞きします。電子証明書の発行の請求をする場合には、書面を提出してすることができますか。

補助者：エ 電子証明書の発行の請求は、全て電子情報処理組織を使用してすることとなり、書面を提出して請求することはできません。

司法書士： 電子証明書の発行の請求は、委任による代理人によりすることができますか。

補助者：オ 委任による代理人によりすることはできません。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第29問 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 発起人が会社である場合における設立の登記の申請書には、同一の登記所の管轄区域内に発起人となる当該会社の本店があるときを除き、発起人となる当該会社の登記事項証明書を添付し、又は発起人となる当該会社の会社法人等番号を記載しなければならない。

イ 当該設立が発起設立である場合において、定款に公告方法を電子公告とする旨の定めがあるが、当該電子公告に用いるウェブサイトのアドレスに関する定めがなく、後にこれを定めたときは、設立の登記の申請書には、これを定めるにつき発起人の過半数の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

ウ 当該設立が募集設立である場合において、議決権を行使することができる設立時株主の議決権の3分の2を有する設立時株主が出席し、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2に当たる多数をもって商号を変更する旨の定款変更の創立総会の決議をしたときは、設立の登記の申請書に、当該創立総会の議事録を添付して、変更後の商号による設立の登記の申請をすることができる。

エ 当該設立が発起設立である場合において、定款に設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額の定めがなく、後にこれを定めたときは、設立の登記の申請書には、これを定めるにつき発起人全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 定款に、設立に際して出資される財産である自動車の価額を650万円とする定めがある場合において、その価額が相当であることについて税理士の証明を受けたときは、当該税理士が設立しようとする会社の設立時会計参与であったとしても、設立の登記の申請書に、当該税理士が作成した証明書を添付して、設立の登記の申請をすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第30問 新株予約権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 新株予約権の行使の条件を定めた場合において、当該条件が成就しないことが確定し、当該新株予約権の全部を行使することができなくなったときの当該新株予約権の消滅による変更の登記の申請書には、当該条件が成就しないことが確定したことを証する書面を添付しなければならない。

イ 募集新株予約権の内容として、譲渡による当該新株予約権の取得について発行会社の承認を要する旨の定めがある場合であっても、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載することを要しない。

ウ 株式会社が新株予約権の無償割当てをした場合において、当該株式会社が自己新株予約権のみを交付したときは、新株予約権の無償割当てによる変更の登記の申請をしなければならない。

エ 募集新株予約権の内容として、当該新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする旨を定めたときは、募集新株予約権の発行による変更の登記の申請書には、登記すべき事項として当該定めを記載しなければならない。

オ 会社法上の公開会社でない株式会社が、株主総会の決議により、募集新株予約権の内容として、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金の額として計上しない額を定めていたときは、当該新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、当該株主総会の議事録を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第31問 株式会社の役員の変更の登記等に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款に定める取締役及び代表取締役の員数が取締役3名及び代表取締役1名である取締役会設置会社において、代表取締役である取締役が死亡し、残りの取締役2名が出席した取締役会の決議によって後任の代表取締役を選定した場合には、後任の代表取締役は、前任の代表取締役の死亡による変更の登記と後任の代表取締役の就任による変更の登記を申請することができる。

イ 監査の範囲が会計に関するものに限定されている監査役を置いている取締役会設置会社において、取締役及び監査役の全員が出席した取締役会の決議によって代表取締役を選定した場合には、代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該取締役会の議事録に押印された出席した取締役又は監査役の印鑑と変更前の代表取締役が登記所に提出している印鑑とが同一であるときを除き、当該取締役会の議事録に押印された出席した取締役及び監査役の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。

ウ 成年被後見人を取締役として選任した場合は、取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該成年被後見人の同意書を添付することを要しない。

エ 取締役の員数について定款に会社法の規定と異なる別段の定めのある会社において、会社法第112条第1項の規定により、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任する旨の定款の定めが廃止されたものとみなされたときにする当該定款の定めを廃止による変更の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。

オ 株主総会において解任された取締役について、辞任を原因とする取締役の変更の登記がされている場合には、会社は、当該登記の抹消を申請することができる。

(参考)

会社法

第112条 第108条第2項第9号に掲げる事項(取締役に関するものに限る。)についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

2 (略)

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第32問 取締役会設置会社における資本金の額の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日前の準備金の額を下回らないときは、準備金の資本組入れによる変更の登記の申請書には、当該準備金の資本組入れに関する株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ 株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときは、資本金の額の変更の登記の申請書には、当該資本金の額の減少に関する株主総会の議事録を添付しなければならない。

ウ 臨時株主総会の普通決議により、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することとしたときは、当該臨時株主総会の議事録を添付して、資本金の額の変更の登記を申請することができる。

エ 会計監査人設置会社が、臨時株主総会の普通決議により、資本金の額を減少することとした場合において、減少する資本金の額が当該臨時株主総会の日における欠損の額を超えないときは、当該臨時株主総会の議事録を添付して、資本金の額の変更の登記を申請することができる。

オ 利益準備金の額を減少し、減少する利益準備金の一部を資本金とする資本金の額の変更の登記の申請書には、当該利益準備金の資本組入れに関する株主総会の議事録を添付しなければならない。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第33問 株式交付親会社の株式交付による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとする。

ア 株式会社は、その議決権の過半数を有する他の株式会社を株式交付子会社として株式交付をすることにより、株式交付による変更の登記を申請することができない。

イ 株式交付による変更の登記の申請書に、合同会社を株式交付親会社とし、株式会社を株式交付子会社とする株式交付計画書を添付して、株式交付による変更の登記を申請することができる。

ウ 株式交付により資本金の額が1000万円増加し、かつ、発行済株式の総数が1万株増加した場合において、株式交付による変更の登記を申請するときの登録免許税の額は、7万円である。

エ 株式交付親会社が、株式交付計画に基づき、株式交付子会社の株式の譲渡人に対し、株式交付親会社の株式のみを交付した場合は、株式交付による変更の登記の申請書には、債権者保護手続を行ったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 株式交付親会社が株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権を譲り受ける場合において、株式交付子会社が新株予約権証券を発行しているときは、株式交付による変更の登記の申請書には、株式交付子会社が新株予約権証券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第34問 外国会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**登記事項でないもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 外国会社の設立の準拠法

イ 外国会社の本店の所在場所

ウ 日本における代表者の権限の範囲

エ 公告方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を定めた場合における当該公告方法

オ 日本における代表清算人の氏名及び住所

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第35問 一般社団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、定款に別段の定めはないものとする。

- ア 設立時理事としてAが就任を承諾した場合における設立の登記の申請書には、Aが就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書が添付されているときを除き、Aが就任を承諾したことを証する書面に記載したAの氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書を添付しなければならない。
- イ 登記所に印鑑を提出している代表理事が代表理事を辞任した場合における代表理事の変更の登記の申請書には、当該代表理事が辞任したことを証する書面に押印した印鑑と登記所に提出している印鑑とが同一である場合を除き、当該代表理事が辞任したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。
- ウ 監事設置一般社団法人において、初めて監事に就任した「法務太郎」が婚姻前の氏「司法」から婚姻により「法務」を称することになったものであるときは、当該一般社団法人の代表者は、当該監事の旧氏である「司法」も登記簿に記録するよう申し出ることができる。
- エ 社員が社員総会の目的である事項として理事の選任について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事の変更の登記の申請書に、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなされた事項の内容が記載された社員総会の議事録を添付して、理事の変更の登記を申請することはできない。
- オ 理事の変更の登記の申請書に、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって理事を解任する決議をしたとする社員総会の議事録を添付して、理事の変更の登記を申請することはできない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第36問 令和4年1月末の夕暮時、司法書士鈴木一郎は、別紙1の登記がされている不動産(以下「甲土地」という。)を購入したいというAから相談を受け、関係当事者から後記【**事実関係**】1から4までの事実を聴取し確認した。そして、令和4年2月18日、関係当事者全員は、甲土地の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結し、本件売買契約に必要な同意又は承諾を得た上で、買主のAは売買代金を支払った。また、司法書士鈴木一郎は、Sが、本件売買に関する所有権の移転の登記に必要な登記識別情報の通知を受けていたが、当該登記識別情報を失念していることを確認し、当該申請に必要な本人確認情報を作成した。なお、甲土地は、今まで居住の用に供されたことはなく、今後もその予定はない。令和4年2月26日、司法書士鈴木一郎は、甲土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領して登記原因証明情報等の必要書類を作成し、関係当事者全員から登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。令和4年2月28日、司法書士鈴木一郎は、甲土地について必要な登記の申請を行った。

令和5年6月18日の午後、司法書士鈴木一郎は、Bから令和4年12月4日に死亡したAの相続に関する相談を受け、甲土地及び別紙2の登記がされている不動産(以下「乙土地」という。)について、関係当事者から後記【**事実関係**】5から9までの事実を聴取し確認した。また、司法書士鈴木一郎は、X及びYから後記【**事実関係**】6及び7の事実を必ず登記するように依頼を受けたため、これを了承した。そして、令和5年6月22日、司法書士鈴木一郎は、甲土地及び乙土地の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領して登記原因証明情報等の必要書類を作成し、関係当事者全員から登記の申請手続等について代理することの依頼を受けた。令和5年6月22日、司法書士鈴木一郎は、甲土地及び乙土地について必要な登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

【**事実関係**】

- 1 平成26年3月3日、Sは、Tから500万円を借入れ、その債務の担保として譲渡担保契約を締結し、同日、SとTは、甲土地について譲渡担保を登記原因とする所有権の移転の登記を申請し、当該登記は完了した。
- 2 令和2年8月8日、SとTは、【**事実関係**】1の譲渡担保契約を解除することに合意し、別紙3のとおり譲渡担保契約は解除された。
- 3 令和3年2月10日、Sは、住所を東京都台東区上野三丁目1番19号に移転した。
- 4 令和3年9月2日、RがSの成年後見人に選任され、司法書士UがSの成年後見監督人に選任された。

- 5 令和4年12月4日に死亡したAの相続人は、B、C及びDの3名である。
- 6 令和5年5月19日、B、C及びDは、Aの遺産について遺産分割協議を行い、別紙4の遺産分割協議書を作成した。また、B、C及びDは、令和5年5月19日、AがXに対して負担している平成28年7月1日付け金銭消費貸借契約に係る債務については、Bが免責的に引き受け、C及びDは債務を免れる旨の免責的債務引受契約を締結した。
- 7 令和5年5月21日、Xは、【事実関係】6の免責的債務引受契約を承諾した。
- 8 令和5年6月12日、XとBは、必要な同意又は承諾を得た上で、別紙5の抵当権追加設定契約を締結した。
- 9 令和5年6月14日、YとZは、必要な同意又は承諾を得た上で、乙土地のYの2番抵当権とZの3番根抵当権の順位を同順位とする契約を締結した。

〔事実関係に関する補足〕

- 1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。
- 2 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士鈴木一郎の説明内容は、全て適法である。
- 3 司法書士鈴木一郎は、同日付けで複数の登記を申請する場合には、次の要領で登記を申請するものとする。
 - (1) 権利部(甲区)に関する登記を申請し、その後に権利部(乙区)に関する登記を申請する。
 - (2) 同一の権利部に関する登記を申請する場合には、登記原因の日付の早いものから登記を申請する。
 - (3) 申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請する(ただし、X及びYから依頼を受けた【事実関係】6及び7の事実に係る登記は申請することとする。)
- 4 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 5 甲土地及び乙土地は水戸地方法務局の管轄に属している。また、司法書士鈴木一郎は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものと

し、その登記がされることによって申請人自らが登記名義人になる場合において、当該登記が完了したときは、当該申請人に対し、登記識別情報の通知がされているものとする。

- 6 司法書士鈴木一郎は、いずれの登記申請においても、判決による登記申請及び債権者代位による登記申請を行っていない。
- 7 令和4年2月28日現在の甲土地の課税標準の額は762万8480円とし、令和5年6月22日現在の甲土地の課税標準の額は779万3200円とする。

問1 司法書士鈴木一郎が**甲土地**について令和4年2月28日に申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人(以下「申請事項等」という。)、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士鈴木一郎が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第1欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

問2 仮に、【**事実関係**】2の後、司法書士鈴木一郎が問1の登記の申請をする前に、Tがaに甲土地を売却して、Tからaへの所有権の移転の登記がされたとする。この場合、Sは、aに対して、甲土地の所有権を取得したことを主張することができるか。判例の立場を前提に、結論及びその理由を第36問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 司法書士鈴木一郎が**乙土地**について令和5年6月22日に申請した**所有権以外の権利の登記**の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士鈴木一郎が申請した登記の順に従って、第36問答案用紙の第3欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

問4 以下の(1)及び(2)の各小問に答えなさい。なお、(1)と(2)とは、それぞれ独立した問題として解答すること。

- (1) 【**事実関係**】9の後、BのXに対する債務が債務不履行となった結果、乙土地のみが担保不動産競売の方法により売却されることとなったとする。この場合、X、Y及びZが乙土地からそれぞれ受ける配当額を、第36問解答用紙第4欄(1)に記載しなさい。ただし、甲土地の売却価額は1200万円、乙土地の売却価額は600万円、Xの債権額は300万円、Yの債権額は600万円、Zの債権額は300万

円とし、債権の利息その他の附帯の債権及び執行費用は考慮しないものとする。

- (2) 【事実関係】9の後、BのXに対する債務が債務不履行となった結果、乙土地のみが担保不動産競売の方法により売却され、令和6年2月14日に配当が実施されたところ、Xは、当該配当によって債権全額の弁済を受けられたが、Yは、当該配当によって債権全額の弁済を受けられなかったとする。この場合、甲土地についてYが申請することができる①登記の形式(主登記又は付記登記)、②登記の目的、③登記原因及びその日付、④申請人を、第36問答案用紙第4欄(2)に記載しなさい。ただし、①登記の形式については、「主登記」又は「付記登記」のいずれかを記載し、④申請人については「権利者」、「義務者」、「申請人」等の表示も記載すること。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
 - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「抵当権者」、「(被承継者)」等の表示も記載する。
 - (3) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
 - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由を記載する。
 - (5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法423条1項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
 - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからツまで)を記載する。
 - (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからツま

- で)を記載する。
- (3) 後記【添付情報一覧】のアからツまでに掲げられた情報以外の情報(登記の申請に関する委任状等)は、記載することを要しない。
 - (4) 後記【添付情報一覧】のキを記載するときは、キの記号に続けて、キの括弧書きの「(年月日受付第何号のもの又は何某が何土地の何区何番で通知を受けたもの)」に当該登記識別情報の通知を受けた際の申請の受付年月日及び受付番号を補い、「キ(令和4年5月12日受付第100号のもの)」の要領で記載し、受付年月日及び受付番号が不明な場合は、「キ(Hが甲土地の甲区4番で通知を受けたもの)」の要領で記載する。
 - (5) 後記【添付情報一覧】のタ又はチのいずれかあるいは複数を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、タ又はチの括弧書きの「(何某のもの)」に当該情報の作成者の氏名を補い、「タ(Iのもの)」の要領で記載する。
 - (6) 後記【添付情報一覧】のツを記載するときは、ツの括弧書きの「(何某の本人確認をしたもの)」に司法書士鈴木一郎が本人確認をした者の氏名を補い、「ツ(Jの本人確認をしたもの)」の要領で記載する。
 - (7) 後記【添付情報一覧】のクからシまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
 - (8) 後記【添付情報一覧】のセのSに関する住民票には、【事実関係】3の住所に変更された事実が記載されているものとする。
 - (9) 【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 3 第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
 - 4 申請することができる登記は全て申請するものとし、申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄及び第3欄の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。
 - 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
 - 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税額欄に登録免許税額(非課税である場合は、その旨)とともに記載する。

なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免規定の適用はないものとする。

8 第36問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

【添付情報一覧】

- ア 解除証書(別紙3)
- イ 遺産分割協議書(別紙4)
- ウ 抵当権追加設定契約証書(別紙5)
- エ 登記原因証明情報(本件売買契約に基づき司法書士鈴木一郎が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの)
- オ 登記原因証明情報(【事実関係】5から7までに基づき司法書士鈴木一郎が作成し、関係当事者全員が記名押印したもの)
- カ 順位変更契約書(【事実関係】9に基づき関係当事者全員が作成記名押印したもの)
- キ 登記識別情報(年月日受付第何号のもの又は何某が何土地の何区何番で通知を受けたもの)
- ク Bの印鑑に関する証明書
- ケ Cの印鑑に関する証明書
- コ Dの印鑑に関する証明書
- サ Rの印鑑に関する証明書
- シ Tの印鑑に関する証明書
- ス Aの住民票の写し
- セ Sの住民票の写し(【事実関係】3の住所の変更の事実が記載されたもの)
- ソ 成年被後見人Sに係る登記事項証明書
- タ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- チ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書(何某のもの)
- ツ 本人確認情報(何某の本人確認をしたもの)

別紙1 甲土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白	
所在	水戸市三の丸一丁目		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
1 番 18	雑種地	300		【略】

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 22 年 2 月 8 日 第 50 号	原因 平成 22 年 1 月 11 日相続 所有者 東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 3 号 S
2	所有権移転	平成 26 年 3 月 3 日 第 80 号	原因 平成 26 年 3 月 3 日譲渡担保 所有者 東京都千代田区麹町四丁目 18 番 4 号 T

別紙2 乙土地の登記事項証明書(抜粋)

表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	余白	
所在	水戸市三の丸一丁目		余白	
① 地番	② 地目	③ 地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
5番12	雑種地	800		【略】

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和52年7月5日 第500号	原因 昭和49年8月3日相続 所有者 笠間市中央三丁目1番1号 J
2	所有権一部移転	平成22年11月19日 第800号	原因 平成22年11月5日売買 共有者 水戸市三の丸一丁目3番5号 持分2分の1 B
3	J持分全部移転	平成28年11月7日 第740号	原因 平成28年11月7日売買 共有者 水戸市三の丸一丁目3番5号 持分2分の1 A

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	B持分抵当権設定	平成28年7月11日 第450号	原因 平成28年7月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金400万円 利息 年2% 連帯債務者 水戸市三の丸一丁目3番5号 A 水戸市三の丸一丁目3番5号 B 抵当権者 水戸市宮町三丁目3番3号 X
2	抵当権設定	平成30年4月9日 第180号	原因 平成30年4月9日金銭消費貸借同日設定 債権額 金700万円 利息 年2% 債務者 水戸市三の丸一丁目3番5号 B 抵当権者 日立市幸町一丁目1番1号 Y
3	根抵当権設定	令和1年8月6日 第430号	原因 令和1年8月6日設定 極度額 金300万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 水戸市三の丸一丁目3番5号 B 根抵当権者 ひたちなか市石川町五丁目5番地 Z

別紙3 解除証書

解除証書

東京都千代田区丸の内一丁目2番3号

S

殿

平成26年3月3日付け金銭消費貸借契約に基づく譲渡担保契約を、本日、解除いたします。

不動産の表示 水戸市三の丸一丁目1番18 雑種地 300㎡

令和2年8月8日

東京都千代田区麴町四丁目18番4号

T

㊞

別紙4 遺産分割協議書

遺産分割協議書

令和4年12月4日に死亡したAの相続に関し、相続人全員において次のとおり遺産分割の協議をした。

相続人Bは、下記不動産を取得する。

水戸市三の丸一丁目1番18の土地

水戸市三の丸一丁目5番12の土地(Aの持分2分の1)

この遺産分割の協議を証するためこの証書を作成し、各相続人が記名押印の上、各人1通を所持する。

令和5年5月19日

A相続人 水戸市三の丸一丁目3番5号

B (印)

水戸市小吹町2000番地

C (印)

水戸市小吹町2000番地

D (印)

抵当権追加設定契約証書

令和 5 年 6 月 12 日

抵当権者 水戸市宮町三丁目 3 番 3 号

X

抵当権設定者 水戸市三の丸一丁目 3 番 5 号

B

⑩

第 1 条 (抵当権の追加設定)

抵当権設定者は、平成 28 年 7 月 1 日付金銭消費貸借契約に基づいて後記 1 の不動産に設定された抵当権(平成 28 年 7 月 11 日水戸地方法務局受付第 450 号登記済)の共同担保として、本日後記 2 の不動産に抵当権を設定しました。

～第 2 条以下省略～

物件の表示

1. 既存抵当物件 水戸市三の丸一丁目 5 番 12 の土地(持分 2 分の 1)
2. 追加抵当物件 水戸市三の丸一丁目 1 番 18 の土地
水戸市三の丸一丁目 5 番 12 の土地(Bが新たに取得した持分)

第37問 司法書士法務星子は、令和5年4月25日に事務所を訪れたコスモ株式会社の代表者から、別紙1から別紙6までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙13のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務星子は、コスモ株式会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務星子は、同年6月30日に事務所を訪れたコスモ株式会社の代表者及び株式会社サニーの代表者から、同年4月25日に提示を受けた書面に加え、別紙7から別紙12までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙14のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務星子は、コスモ株式会社の代表者及び株式会社サニーの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務星子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月25日及び同年6月30日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

問1 令和5年4月25日に司法書士法務星子が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 別紙10の第2号議案で決議された事項に関し、株式会社サニーの代表者から提示を受けた書面及び聴取した内容に照らして、次の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) 当該議案について議決権を行使することができる株主の**議決権の数**を第37問答案用紙の第2欄(1)に記載しなさい。
- (2) 当該議案の とある箇所に記載すべき議決権の数を第37問答案用紙の第2欄(2)に記載しなさい。ただし、 の数は、法令及び別紙9記載の定款に定める決議の要件を満たす**最小限の数**とする。

問3 令和5年6月30日に司法書士法務星子が申請した登記のうち、株式会社サニーに関する登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただ

し、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

なお、同時に申請すべきコスモ株式会社に関する登記がある場合には、これについては、記載することを要しない。

問4 令和5年6月30日に司法書士法務星子が別紙14のとおり事情を聴取した際に、別紙14の7で株式会社サニーの代表者から提示を受けた株主名簿について、これに記載されている株主のうち、**保有株式数の多い順に**、株主の氏名又は名称及びその株式の数を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。ただし、各株主が数次にわたって株式を取得している場合は、その**合計数により上位4名のみ**記載するものとし、その他の株主に係る事項は記載することを要しない。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 別紙2は、令和5年4月21日現在のコスモ株式会社の定款の抜粋であり、令和4年4月23日以降変更の決議はされておらず、別紙1から別紙7まで及び別紙13に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しない。
- 2 別紙9は、令和5年4月30日現在の株式会社サニーの定款の抜粋であり、同日以降変更されておらず、別紙7から別紙12まで及び別紙14に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しない。
- 3 コスモ株式会社及び株式会社サニーを通じて、AからZまでの記号で表示されている者は、自然人又は法人であって、いずれも同じ記号の者が各々同一の自然人又は法人であるものとする。
- 4 株式会社サニーは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 5 東京都港区は東京法務局港出張所、名古屋市は名古屋法務局の管轄である。別紙1から別紙14までに現れるコスモ株式会社及び株式会社サニー以外の全ての法人の本店又は主たる事務所の所在地は、コスモ株式会社又は株式会社サニーの本店の所在地の管轄登記所の管轄と異なる。
- 6 別紙中、(略)と記載されている部分及び記載が省略されている部分には、いずれも有効な記載があるものとする。
- 7 被選任者及び被選定者の就任承諾は、選任され、又は選定された日に適法に得られているものとする。
- 8 別紙3及び別紙4の定時株主総会には、議決権を行使することができる株主の過

- 半数を有する株主が出席している。
- 9 別紙 10 及び別紙 12 の株主総会には、当該各株主総会の開催日において議決権を行使することができる株主全員が出席している。
 - 10 令和 5 年 6 月 30 日に申請した登記に関し、官庁の許可又は官庁への届出を要する事項はないものとする。
 - 11 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
 - 12 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
 - 13 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、第 37 問答案用紙の第 1 欄及び第 3 欄中、【添付書面の名称及び通数】欄の『就任承諾を証する書面』の該当欄にその資格及び氏名又は名称を記載すること。なお、就任承諾を証する書面に限り、通数の記載を要しない。
 - 14 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、これを援用しないものとする。
 - 15 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合において、各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは、その通数は開催された株主総会ごとに 1 通を添付するものとする。
 - 16 登記申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
 - 17 租税特別措置法等の特例法による減免規定の適用はないものとする。
 - 18 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
 - 19 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
 - 20 第 37 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所には訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和 5 年 4 月 21 日現在のコスモ株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 コスモ株式会社

本店 東京都港区東町 1 番 1 号

電子提供措置に関する規定 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容で
ある情報について、電子提供措置をとるものとする。

公告をする方法 当社の公告方法は、電子公告により行う。

<https://www.cosumo.co.jp/>

目的 1 医療用ソフトウェアの開発、制作、販売

2 医薬品、化学薬品、食品の製造、販売

3 前各号に附帯する一切の業務

単元株式数 100 株

発行可能株式総数 2000 万株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 510 万 9000 株

資本金の額 金 5 億 500 万円

役員に関する事項 取締役 A 令和 4 年 4 月 22 日重任

取締役 B 令和 4 年 4 月 22 日重任

取締役 C 令和 4 年 4 月 22 日就任

取締役 D 令和 5 年 2 月 15 日就任

取締役・監査等委員 E 令和 4 年 4 月 22 日就任

取締役・監査等委員(社外取締役) F 令和 4 年 4 月 22 日就任

取締役・監査等委員(社外取締役) G 令和 4 年 4 月 22 日就任

東京都品川区西町一丁目 2 番 3 号

代表取締役 A 令和 4 年 4 月 22 日重任

会計監査人 ビーナズ監査法人 令和 4 年 4 月 22 日重任

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査等委員会設置会社に関する事項 監査等委員会設置会社

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項 重要な業務執行の決定の取締役への委
任についての定款の定めがある

会計監査人設置会社に関する事項 会計監査人設置会社

別紙 2

【令和 5 年 4 月 21 日現在のコスモ株式会社の定款の抜粋】

(商号)

第 1 条 当社は、コスモ株式会社と称する。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(株主総会の招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 4 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。

(電子提供措置に関する規定)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(取締役の員数)

第 16 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 17 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 18 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの年 1 期とする。

別紙 3

【令和 4 年 4 月 22 日開催のコスモ株式会社の定時株主総会における議事の概要】

[報告事項] 令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの事業報告及び計算書類報告の件

(略)

[決議事項]

第 1 号議案 定款一部変更の件

(略)

第 2 号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)選任の件

(略)

第 3 号議案 監査等委員である取締役選任の件

(略)

第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役 1 名(社外取締役)の選任をすることについて、出席した株主の議決権のうち過半数の賛成をもって可決承認された。

補欠の監査等委員である取締役(社外取締役) H

別紙 4

【令和 5 年 4 月 21 日開催のコスモ株式会社の定時株主総会における議事の概要】

[報告事項] 令和 4 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの事業報告及び計算書類報告の件

(略)

[決議事項]

第 1 号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)選任の件

取締役 3 名を選任することが諮られ、下記のとおり選任することについて、出席した株主の議決権のうち過半数の賛成をもって可決承認された。

取締役 A

取締役 B

取締役(社外取締役) M

第 2 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役 1 名(社外取締役)の選任をすることについて、出席した株主の議決権のうち過半数の賛成をもって可決承認された。

補欠の監査等委員である取締役(社外取締役) Y

別紙5

【令和5年4月21日開催のコスモ株式会社の取締役会における議事の概要】

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役を選定することが諮られ、出席取締役全員の一致をもって下記のとおり選定することを可決承認した。なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

東京都品川区西町一丁目2番3号 代表取締役 A

第2号議案 吸収分割契約承認の件

別紙(※別紙7)の吸収分割契約を承認することを諮ったところ、出席取締役全員の一致をもって可決承認した。

第3号議案 支店の設置の件

名古屋市に支店を設置したい旨が説明され、具体的な支店の所在場所及び設置日の決定を取締役Bに委任したい旨を諮ったところ、出席取締役全員の一致をもって可決承認した。

別紙6

【令和5年4月22日付けのコスモ株式会社の取締役Bの決定の概要】

私は、令和5年4月21日付け取締役会の第3号議案に基づき、当会社の支店を以下のとおり設置することを決定した。

支店の所在場所 名古屋市西区本町8番地

設置日 令和5年4月23日

令和5年4月22日 取締役 B

別紙 7

【令和 5 年 4 月 21 日付け吸収分割契約書の抜粋】

ただし、吸収分割契約において、会社法上定めなければならない事項の全てが現れている。

株式会社サニー(住所(略))(以下「甲」という。)及びコスモ株式会社(住所(略))(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約を締結する。

(吸収分割の方法)

第 1 条 甲は、吸収分割により、乙から乙の営む「食品に使用する添加物の製造事業」(以下「本件事業」という。)に関する権利義務を承継し、乙は甲にこれを承継させる。

(承継する権利義務)

第 2 条 甲が乙から承継する権利義務は、乙の本件事業に関する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務とし、別紙「承継財産の明細」記載のとおりとする。

(分割対価)

第 3 条 甲は、吸収分割に際して、株式 2000 株を新たに発行し、乙に対してこれを交付する。

(増加すべき資本金及び準備金の額等)

第 4 条 吸収分割により、甲の増加すべき資本金及び準備金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金 500 万円
- (2) 増加する準備金その他の増加額
会社計算規則に従い、甲が定める。

(効力発生日)

第 5 条 効力発生日は、令和 5 年 6 月 25 日とする。

(以下略)

別紙「承継財産の明細」(略)

別紙 8

【令和 5 年 6 月 19 日現在の株式会社サニーに係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社サニー

本店 名古屋市中区丸の内一丁目 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 18 年 7 月 3 日

- 目的
- 1 食品の製造、加工、販売
 - 2 飲食店の経営
 - 3 前各号に附帯する一切の業務

発行可能株式総数 10 万株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 5000 株

株券を発行する旨の定め 当会社の株式については、株券を発行する。

資本金の額 金 1000 万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得する場合は、株主総会の承認を受けなければならない。

役員に関する事項 取締役 N 令和 1 年 6 月 30 日就任

取締役 J 令和 2 年 6 月 22 日重任

取締役 R 令和 2 年 6 月 22 日重任

取締役 S 令和 3 年 5 月 7 日就任

岐阜市長良町 5 番地

代表取締役 S 令和 3 年 5 月 7 日就任

監査役 W 令和 2 年 6 月 22 日重任

監査役 Z 令和 3 年 6 月 29 日就任

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

別紙 9

【令和 5 年 4 月 30 日現在の株式会社サニーの定款の抜粋】

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社サニーと称する。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第 5 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、監査役を置く。

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10 万株とする。

(株券の発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得する場合は、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集時期)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決

権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 2 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の員数)

第 16 条 当社の取締役は、3 名以上 10 名以内とする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 当社は、取締役の互選により代表取締役を選定する。

(監査役の員数)

第 21 条 当社の監査役は、2 名とする。

(監査役の任期)

第 23 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(事業年度)

第 25 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

【令和 5 年 6 月 19 日開催の株式会社サニーの定時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第 1 号議案 計算書類承認の件

別紙計算書類(第 17 期：令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで)の承認を求めたところ、出席した株主の議決権のうち過半数の賛成をもって可決承認された。

第 2 号議案 吸収分割契約承認の件

別紙(※別紙 7)の吸収分割契約を承認することを諮ったところ、出席した株主の議決権のうち 個の賛成をもって可決承認された。

~~~~~  
第 1 号議案別紙

第 17 期末(令和 5 年 4 月 30 日現在)の貸借対照表の抜粋(単位：円)

|      |             |          |             |
|------|-------------|----------|-------------|
| 流動資産 | 13,750,000  | 負債合計     | 248,691,000 |
| 固定資産 | 262,441,000 | 資本金      | 10,000,000  |
|      |             | 資本準備金    | 10,000,000  |
|      |             | 利益剰余金    | 11,500,000  |
|      |             | 自己株式     | △4,000,000  |
|      |             | 純資産合計    | 27,500,000  |
| 資産合計 | 276,191,000 | 負債・純資産合計 | 276,191,000 |

その他の計算書類 (略)

株主資本変動計算書

注記事項 第 17 期末自己株式の数 1000 株

以下(略)  
~~~~~

別紙 11

【令和 5 年 4 月 30 日現在の株式会社サニーの株主名簿の抜粋】

取得年月日、株券の番号に関する記載は省略

番号	株主の住所	株主の氏名又は名称	株式の数
1	(略)	N	1400 株
2	名古屋市中区丸の内一丁目 1 番地	株式会社サニー	1000 株
3	(略)	合同会社 X	600 株
4	(略)	R	500 株
5	(略)	株式会社 K	400 株
6	岐阜市長良町 5 番地	S	300 株
7	(略)	T	200 株
8	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)
合計			5000 株

ただし、登録株式質権者は、存在しない。

【令和 5 年 6 月 26 日開催の株式会社サニーの臨時株主総会における議事の概要】

[決議事項]

第 1 号議案 取締役選任の件

取締役 1 名を選任することが諮られ、下記のとおり満場一致をもって可決承認された。

取締役 B

第 2 号議案 募集株式の発行

下記要領にて、当会社の発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集をすることが諮られ、満場一致をもって可決承認された。

(1) 募集株式の数 5000 株

ただし、このうち 1000 株は、当会社の自己株式を割り当てる。

(2) 払込金額 1 株につき、金 1 万円

(3) 払込期日 令和 5 年 6 月 29 日

(4) 割当方法 第三者割当とし、下記の者から申込みがされることを条件とする。

N 500 株

合同会社 X 3600 株

株式会社 Q 900 株

(5) 増加する資本金の額 会社計算規則に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 を乗じて得た額(ただし、1 円未満切上げ)とする。

(6) 増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から(5)を減じて得た額

別紙 13

【司法書士法務星子の聴取記録(令和5年4月25日)】

- 1 コスモ株式会社の令和4年4月22日に開催された定時株主総会の議事の概要は、別紙3に記載されているとおりであり、第1号議案から第3号議案までに関して必要となる登記は、全て別紙1に登記されている。
- 2 監査等委員である取締役Gは、令和5年4月1日死亡し、同日遺族である配偶者からコスモ株式会社に対して死亡の届出がされている。
- 3 コスモ株式会社の令和5年4月21日に開催された定時株主総会の終結後直ちに開催された取締役会には、取締役及び監査等委員である取締役の全員が出席し、その議事の概要は別紙5に記載されているとおりである。また、別紙5の取締役会議事録には、Aが登記所に提出している印鑑が押印されている。
- 4 別紙6で決定された支店は、当該決定で定めた設置日までに現実に支店の開設が完了している。
- 5 全ての定時株主総会において、選任された社外取締役又は補欠の社外取締役は、社外取締役の要件を満たしている。

別紙 14

【司法書士法務星子の聴取記録(令和5年6月30日)】

- 1 別紙 10 の株式会社サニーの令和 5 年 6 月 19 日に開催された定時株主総会に関して、別紙 9 の定款に定める基準日以後に株式を取得したものは、存しない。
- 2 別紙 7 の吸収分割契約に係る吸収分割は、吸収分割契約書の記載のとおり効力が発生した。
 - (1) コスモ株式会社は、当該吸収分割により株式会社サニーに承継させる資産の帳簿価額の合計額がコスモ株式会社の総資産額として法務省令により定まる額の 5 分の 1 を超えず、簡易分割の要件に該当するため、コスモ株式会社は、当該吸収分割契約について株主総会の承認決議を経ていない。
 - (2) 当該吸収分割に関する債権者の保護手続は、法令上必要とされる範囲で適法に行われた。なお、コスモ株式会社及び株式会社サニーには異議を述べることができる知れている債権者が存在したが、異議を述べた債権者はいなかった。また、不法行為によって生じたコスモ株式会社の債務の債権者は存在しない。
 - (3) 株式会社サニーに対して、当該吸収分割に反対した株主による株式買取請求はされなかった。
 - (4) 当該吸収分割契約書第 4 条に定める増加する資本金の額は、会社法及び会社計算規則に従って計上されている。
 - (5) 当該吸収分割契約には、吸収分割の効力発生日に剰余金の配当をする定めはなく、「承継財産の明細」にコスモ株式会社有する株式会社サニーの株式の記載はない。また、コスモ株式会社は、種類株式発行会社ではなく、新株予約権を発行していない。
 - (6) 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づく所要の手続は、適法に完了している。
- 3 別紙 10 の第 1 号議案別紙で示された貸借対照表の抜粋中、自己株式の項目は、株式会社サニーが保有する株式の帳簿価格をもって純資産の部から控除項目として表示しており、自己株式について、令和 5 年 5 月 1 日以降別紙 7 から別紙 14 までから判明する事実のほか変動はない。
- 4 別紙 11 の令和 5 年 4 月 30 日現在における株式会社サニーの株主名簿の抜粋は、保有する株式の数の多い順に記載がされており、株主の氏名又は名称欄の(略)とある部分には、別紙 11 に表示された番号 1 から 7 までに記載された以外の自然人である株主の氏名が記載されている。なお、株式会社サニーは、設立以来、他の株式会社の株式を保有した

ことはない。

- 5 別紙 12 は、株式会社サニーの令和 5 年 6 月 26 日に開催された臨時株主総会の議事の概要である。
- 6 N、合同会社 X 及び株式会社 Q は、別紙 12 の第 2 号議案に係る募集株式について、それぞれ適法に申込みをし、払込期日に払込金の全額の払込みをしたので、株式会社サニーの保有する自己株式の全部に加えて新規に発行する株式が割り当てられた。
- 7 株式会社サニーの代表者から提示を受けた令和 5 年 6 月 30 日付けの株主名簿の内容について確認したところ、別紙 7 から別紙 12 まで及び別紙 14 の 1 から 6 までにおいて判明する事実が全て適切に記載されており、当該事実以外の株主の氏名又は名称及び株式の数の異動は、記載されていなかった。

〔記入例〕

受験地 東京
 受験番号 36
 氏名 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は、
 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受験地	受験番号				氏名
東京	千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子
十の位			3	6	
0					
● ①	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	① ② ● ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	① ② ③ ④ ⑤ ● ⑦ ⑧ ⑨	(この欄記入不要)
	試験区分		① ●		

受験地コード番号表

01 東京	02 横浜	03 さいたま	04 千葉	05 静岡
06 大阪	07 京都	08 神戸	09 名古屋	10 広島
11 福岡	12 那覇	13 仙台	14 札幌	15 高松

【記述式答案用紙】

受験地
東京
受験番号
36
氏名
民事 二子